

「乗務中の携帯電話・スマートフォンの取り扱いに関する社内規程」

有限会社 美ら島

1、社内規程の整備

乗務中の携帯電話・スマートフォンの取扱要領等に関する社内規程(以下「規程」という。)を整備する。

2、規程に盛り込むべき事項

(1) 乗務中の携帯電話等の使用禁止

- ① 運転者は運転中に携帯電話を使用(操作・使用し、又はその画面を注視する事いう。)してはならない。
- ② 乗務員(運転者を含む。)は、乗務中に携帯電話等を私的な目的で使用してはならない。

(2) 携帯電話等の保管

携帯電話等は、乗務中は携帯電話の保管場所(専用ケース、グローブボックスや運転席背面等の運転席から容易に手がとどかない位置に設置)に保管すること。

(3) 携帯電話等の使用方法

運転者は、業務目的のため携帯電話を使用するときは、休憩地点や待機場所等の安全な場所に停車してから連絡を行うこと。

(4) 営業所等からの連絡及び対応要綱

営業所等から運転者に連絡を行う場合には、無線機、メールや留守番電話サービスを活用することとし、休憩地点や待機場所等の安全な場所に停車させた後に連絡させること。

3、規程を遵守させるための措置

(1) 点呼時における運行管理者の指導等

運行管理者は、点呼時に以下のことを実施すること。

- ① 携帯電話等の電源がオフ又はマナーモードになっていることを確認すること。
- ② 携帯電話等を専用ケースに収納したことを確認すること。
- ③ 乗務中の携帯電話等の使用禁止規程の遵守を定期的に指示すること。
- ④ 必要に応じて、乗務中に携帯電話等を使用しないことを運転者に宣言させ、宣言書を提出させること。

(2) 乗務員相互の確認

運転者以外の乗務員が乗務する場合は、運転席への携帯電話等の持ち込みがないことを相互に確認すること。

4、規程の遵守状況の確認

(1) ドライブレコーダーの活用

ドライブレコーダーを用いて乗務中の携帯電話等の使用の有無を定期的に確認するよう努めること。また、乗客等から苦情等があった場合には、事実関係を確認すること。

(2) 巡回指導等

不定期に巡回指導を実施し、乗務中の携帯電話等の使用の有無を確認するよう努めること。

5、車載用無線機

運転者との業務連絡用に車載専用無線機を利用すること。

平成29年5月6日